事　務　連　絡
平成２２年 ７月 ９日

都道府県労働局
総務部労働保険適用主務課（室）長　殿
（労働保険徴収部事務組合課長）
労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

労働組合等の常勤役員に係る特別加入Ｑ＆Ａの送付について

労働組合等の常勤役員の特別加入については、平成３年４月１２日付け労働省発労徴第３８号・基発第２５９号通達（以下「施行通達」という。）の記の第２により示されているところであるが、別添のとおりＱ＆Ａを作成したので、業務の参考に活用されたい。

なお、Ｑ＆Ａの内容については、従来の取扱いを再確認するためのもので、取扱いの変更等はないが、疑義が生じた場合、補償課通勤災害係あて照会すること。

労働組合等の常勤役員に係る特別加入Q&A

1　組合の代表者たる常勤役員等について

問１　委員長等の組合の代表者たる常勤役員の特別加入方法について

（回　答）

組合の代表者たる常勤役員（委員長等）に関しては、当該組合に常勤職員又は労働者と認められる常勤役員等がいる場合は中小事業主等として特別加入することとなる。（施行通達別紙８（以下「別紙」という。）のケース２又は３）

当該組合に常勤職員又は労働者と認められる常勤役員等がいない場合にあっては特定作業従事者として特別加入することとなる。（別紙のケース１）

2　代表者ではない常勤役員について

問１　常勤役員に係る労働者性の判断について

（回　答）

常勤職員を置かない労働組合等の代表者以外の常勤役員については、実質的に労働者と考えて差し支えない場合が通常であるため、原則として労働者として取り扱って差し支えない。（別紙のケース２）

また、常勤職員を使用する場合であっても、当該常勤役員の業務内容が常勤職員とほぼ同一である等、実質的に労働者であると判断できる場合は労働者として取り扱って差し支えない。（別紙のケース３の注）

問２　常勤役員に係る特別加入方法について

（回　答）

前問のとおり、労働者として取り扱われる常勤役員については労働者として労災保険の適用を受けることとなるが、労働者とは認められない常勤役員に関しては、当該組合に労働者と認められる者がいるか否かによって、中小事業主等又は特定作業従事者として特別加入することとなる。

(H3.4.12付け労働省発労徴第38号・基発第259号通達　別紙8)

労災保険の適用関係概要図〔●:常勤(専従),○:非常勤(非専従)〕

労災保険の適用関係概要図〔●:常勤(専従),○:非常勤(非専従)〕

1　代表者のみが常勤役員である場合(一人専従役員)

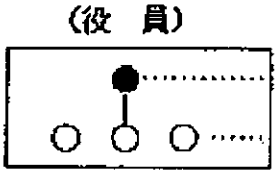

	旧		新
●	特別加入できない	→	新設の特別加入
○ ○ ○	特別加入できない	→	同左

2　代表者以外の役員に常勤役員がいる場合

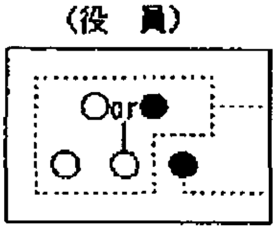

	旧		新
○or● ○ ○	中小事業主等として特別加入	→	同左
●	労働者として労災保険を適用	→	同左

3　労働組合等が労働者を使用する場合

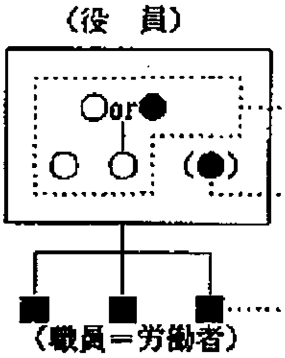

	旧		新
○or● ○ ○	中小事業主等として特別加入	→	同左
(●)	労働者として労災保険を適用	→	中小事業主等として特別加入(注)
■ ■ ■	労災保険を適用	→	同左

(注)実質的に労働者と判断できる場合は、労働者として労災保険を適用